

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 日

各都道府県 熱中症予防対策担当部局 御中

環境省大臣官房環境保健部企画課
熱 中 症 対 策 室

熱中症特別警戒情報の対応について（周知及び依頼）

平素より、熱中症対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数は非常に多くなっており、また、今後、地球温暖化が進行すれば、我が国において熱中症による被害が更に増加するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、熱中症対策を一層強化するため、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）が令和 5 年 4 月に改正され、令和 6 年 4 月に全面施行されました（気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 23 号）。同法による改正後の法を、以下「改正気候変動適応法」という。）【参考 1】。具体的な運用については、熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針（令和 6 年 2 月 27 日 環境省大臣官房環境保健部。以下「指針」という。）【参考 2】においてお示ししているところです。

改正気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報について、複数の地方公共団体から、令和 6 年地方分権改革に関する提案募集における提案事項として、運用に関する御提案を頂きました。

本提案についての対応方針については、令和 6 年 12 月 24 日に閣議決定した「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」のとおりです【参考 3】。環境省の考え方については、下記のとおりですので改めて周知いたします。また、本事務連絡を貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して周知いただくようお願いいたします。

記

（1）熱中症特別警戒情報発表についての伝達に関して

改正適応法第 19 条の規定において、環境大臣から都道府県知事に、都道府県知事から市町村長に熱中症特別警戒情報を通知することとされています。

都道府県知事から市町村長への通知と、市町村長から住民及び関係のある公私の団体への伝達については、指針において、「都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、地域の実情に応じて、記者会見、報道発表、都道府県・市町村の情報伝達システム、防災無線、Ｌアラート、メール、電話、回覧、広報紙、声かけ等を活用して速やかに情報

発信を行う。」とお示ししています。このように、都道府県及び市町村において、地域の実情に応じて、様々な伝達方法や経路を活用して頂くことが可能です。各地域において最適なものを選んでいただき、御対応いただけますようお願いいたします。

(2) 環境大臣から関係都道府県知事への通知について

熱中症特別警戒情報の環境大臣から都道府県知事への通知については、指針において「環境省担当から都道府県担当宛にメールにて通知を送付」することとしています。

他方、実際に環境大臣が熱中症特別警戒情報を発表する際には、環境省担当官から関係都道府県に対して、指針に記載のメールによる通知だけではなく、様々なルートで、事前に電話等で連絡し、当該都道府県関係者との間で綿密な情報共有や、調整等を行う予定であることを申し添えます。

(3) 令和7年度熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の運用期間について

熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の令和7年度の運用期間は、令和7年4月23日（水）から10月22日（水）までです。

以上

【参考 1】

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律等の施行について（通知）（令和 6 年 2 月 28 日環保安発第 2402282 号環境省大臣官房環境保健部長通知）

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_ccaa/20240228_doc01.pdf

【参考 2】

熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針（令和 6 年 2 月 27 日 環境省大臣官房環境保健部。）

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240227_doc01.pdf

【参考 3】

令和 6 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項（環境省 最終的な調整結果）

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r06/r6_kekka_16_env.pdf